

行政改革に関する提言書

平成29年3月

さぬき市行政改革推進委員会

1 本提言にあたって

さぬき市は、合併以来続いてきた国の特例措置である合併特例債や合併算定替えが、平成29年度に最終年度を迎えることとなり、平成30年度からは、真に自立した「市」としての真価を問われることになる。

しかしながら、今後の財政見通しは、歳入面では、合併特例措置の終了に伴い、一般財源の大幅な減少は避けられない状況にあり、歳出面では、分庁舎の整備や学校施設等整備、防災・減災対策等に伴う公債費負担の増大に加えて、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、老朽化の進む施設の維持補修費の増大なども想定されることから、財政状況の悪化がより現実的な問題として迫ってきている。

このような中、本市では、平成27年10月に策定した「さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、大都市圏への一方的な人口移動の抑制と人口減少対策のほか、地域経済の活性化などを目指した「地方創生」を邁進しているところである。さらに、将来にわたって自立的、かつ安定的な「市」であり続けるためには、全庁一丸となって選択と集中により「無駄」を排除し、かつ現状分析を十分に行い、必要なものを新しく作り出す「創造」の視点を持ちながら、市民が真に必要とするサービスが提供できるよう、効率的な行財政改革の歩を進めていくことが必要である。

本委員会は、この歩みの一助となるべく、本市の将来を展望した従来の仕組みにとらわれることのない行政改革のあり方について検討させていただいた。

ここに、その要点を述べ、今後の施策に生かされるよう提言したい。

2 行政改革実施計画に基づく主な取組への提言

平成27年度の第4次行政改革実施計画の取組のうち、歳入の確保については、市税及び税外収入の滞納分の徴収強化の取組により、CATV使用料と給食費の滞納繰越分の徴収率が目標数値を上回る結果となった。また、封筒や広報誌、CATV等の広告媒体の活用による財源確保の取組では、目標額を上回る5,062千円の収入があった。民間企業の広告事業は、経済情勢に左右されることが大きいですが、市の貴重な財源確保につながるため、今後も引き続き地道な広告募集や新たな広告媒体の発掘に努められたい。

次に、歳出の削減については、定員適正化の取組による職員数の削減により人件費が抑制され、歳出の大きな削減効果につながっているが、この取組が単なる人件費の抑制のための職員数の削減とならないよう、業務量の見直しにも併せて努めていただきたい。

また、事務事業の見直しの中の職員提案の募集の取組では、「さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定において、職員からアイデア募集を行ったところ、目標数値を上回る49件の応募があった。今後、職員提案に際しては、自分の部署だけではなく、どうすれば他の部署の役に立つかという視点も必要ではないか。そうすれば、これまで気が付かなかった業務の改善や枠組みを超えた新しいアイデアが生まれる可能性があると思われる。

このほか、人事評価制度の導入の取組については、すでに導入した企業や自治体から、人間関係を含めた職場内の環境が悪化し、必ずしも所期の目的が達成されていないことも多い

ことから、本格導入の際には、職員に対し、制度導入の必要性や目標数値の設定の仕方等の研修を徹底するなど、慎重な対応が必要である。

最後に、現行の行政改革実施計画では、数値目標がない項目がかなりあり、取組内容欄も毎年同じ記載内容となっているものが多数を占めている。また、取組項目を38事業に絞り込んでいるが、本来、市が実施する施策の全てにわたり行政改革を進める必要がある。こうしたことから、行政改革を主眼においた職員研修を実施するなど、全職員に対し行政改革意識の醸成を強く推し進めていただきたい。

【第4次行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)取組項目進捗状況一覧(一部抜粋)】

取組項目	成果指標	H27年度	
		目標数値	実績数値
税外収入の滞納分の 徴収の強化	CATV 使用料徴収率 (滞納繰越分)	12.0%	38.5%
	給食費徴収率 (滞納繰越分)	45.0%	57.2%
広告媒体の活用による 財源確保	広告料収入	4,947 千円	5,062 千円
定員の適正化	職員数 (※)	415 人	409 人
職員提案の募集	提案応募件数	20 件	49 件

※実施計画においては、成果指標として設定していない

3 行政改革に関わる取組の改善策について

(1) 観光施策について

本市では観光施策の推進を最重要施策の一つとして様々な取組を進めているが、市内の観光客数の約4割は四国八十八箇所霊場の上り三カ寺を含むお遍路関連の参拝者が占めている。しかも、参拝者の大半が短時間滞在のみを目的とした、通過又は日帰り型の旅行形態となっており、市内での消費向上に結び付かないとの指摘が多い。このことから、遍路道を活用し、一日で観光が終わらない、たとえばウォーキングやサイクリングなど、宿泊や体験を想定したイベントを開催してはどうか。また、近年、外国人の参拝者も増えてきていることから、外国語による案内表示を徹底するなど外国人観光客のリピーター率を上げる取組を検討願いたい。

その他の観光政策として、本市に来ないと食べられない料理や食材等、食に視点を置いた観光の目玉を開発するよう働きかけをされたい。さらに、平均してイベントの開催数が少ない冬季をメインとしたイベントを企画するなど、他自治体との差別化を図った、観光客が目を引くような新しい試みを展開してはどうか。

(2) 未利用財産の活用について

市が保有する公有財産は市民全体の貴重な財産であり、厳しい財政状況の中では、適正な維持管理を行い、かつ積極的に有効活用を図っていくことが必要である。しかしながら、現在の未利用財産の活用に向けた取組は、相手方からの要望を待つ受け身となっているほか、取組内容にも積極性が見られない。税収が伸びない現在の状況を考慮すれば、厳しい財政状況を克服するための財源として生かす観点から、年度ごとに具体的な取組計画を立て、積極的に売却や貸付を行い、これらにより生じた資金を生かし新たな行政サービスに有効活用していただきたい。

(3) 地域活性化及び移住・定住促進について

市の人口は、平成28年の香川県人口移動調査の結果、転入から転出を差し引いた社会増減がマイナス240人で県下ワースト1位を記録している。このことから、「住んでみたい」、「住み続けたい」と思う人を増やす施策に真剣に取り組んでいかなければならない。

そこで、都市と地域の交流を通じて、地域の活性化及び移住・定住の促進を図る一つの取組として、田舎暮らしや農業、家庭菜園をしたい人をターゲットにした滞在型市民農園に取り組んでどうか。四国では香川県だけがこの取組を行っておらず、率先して取り組むことに大きな意義があると思われる。

また、新たなイベントをゼロから企画することは集客面等で様々な課題を伴うことから、東京オリンピック・パラリンピックや瀬戸内国際芸術祭等の大型イベントに便乗した取組を検討し、地域活性化と交流人口の増加を図ってはどうか。

(4) 分庁舎整備について

現在、市では分庁舎建設に向けて整備を進めており、配置する行政機能は、健康福祉部と各支所に分散している行政機能の補完窓口となる統合支所を配置すると聞いている。

分庁舎整備にあたっては、効率的でかつ利用しやすいものとなるよう、各部署の配置場所や業務体系等について十分な検討を行い、質の高い市民サービスを提供できる庁舎としていただきたい。

(5) 政務活動費について

全国各地で政務活動費の不正使用の問題が取りざたされている昨今、本市においても市民の関心は高まってきている。そうした中、市議会では、平成28年7月に「さぬき市議会基本条例」を制定し、市民から政務活動費の閲覧請求があった場合には速やかに閲覧をさせることとなっているが、より透明性を確保する点からもインターネットによる収支報告書及び領収書の公開に踏み切るよう努力されたい。また、適正と認められた実費だけを後日支給する「後払い制」についても、先進自治体の取組を研究し、導入に向けた検討をしていただきたい。

(6) その他の改善策について

本委員会においては、その他の改善策として、増え続ける医療費の圧縮やふるさと納税の充実、さらには、地産地消から一步進め、まず地元で消費してみて改善策を立てる、いわゆる地消地産の推進についても意見が交わされた。本市が将来にわたって自立的、かつ安定的な「市」であり続けるために、これらの改善策にも積極的に取り組まれるよう期待したい。

資 料

さぬき市行政改革推進委員会会議経過
さぬき市行政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

平成28年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

第1回会議 平成28年11月1日（火） 13:30～15:10 本庁第2委員会室
議 題

1 行政改革実施計画進捗状況について

資 料

1 行政改革実施計画（平成27年度～平成30年度）

2 行政改革実施計画（平成27年度）取組項目進捗状況一覧

第2回会議 平成29年2月14日（火） 10:00～11:30 本庁303会議室
議 題

1 行政改革に関する提言書について

資 料

1 行政改革に関する提言書（案）

さぬき市行政改革推進会委員名簿（平成28年度）

（順不同・敬称略）

NO	役職	氏名	区分
1		池上 友博	公募
2		木村 英司	公募
3		高嶋 文夫	団体推薦
4		中澤 恵子	団体推薦
5	会長	奈良 正史	識見者
6		西端 やす子	団体推薦
7		真鍋 清高	団体推薦
8		山本 正子	団体推薦
9	副会長	頼富 勉	団体推薦

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成14年訓令第52号）

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。